

料金加算等

<2人の居宅介護員により訪問を行った場合>

☆1人の居宅介護員による介護が困難と認められる場合等で、お客様の同意のもと2人の居宅介護員でサービスを提供した場合は、2倍のお客様負担額をいただきます。

<夜間・早朝>

☆夜間・早朝の派遣が必要な場合は日中活動の派遣より25%上乘せいたします

<深夜>

☆深夜の派遣が必要な場合は日中活動の派遣より50%上乘せいたします

<初回加算>

☆新規、及び過去2ヶ月に当事業所からサービス提供を受けていない場合に居宅介護計画を作成したお客様に対して、サービス提供責任者が業務を行った場合、若しくは同行した場合にその月のみ200単位が加算されます。

<特定事業所加算>

☆①～⑦までの条件を達成している場合に加算されます。

①個別の居宅介護員に対して、研修計画を策定し、当該計画に従い実施する場合

②技術指導を目的とした会議を定期的開催する場合

③サービス提供責任者と居宅介護員との間の情報伝達及び報告体制を整備する場合

④緊急時等における対応方法をお客様に明示している場合

⑤居宅介護員に対して定期健康診断を受診させている場合

⑥すべてのサービス提供責任者が3年以上の介護業務の実務経験を有する介護福祉士である場合

⑦新規に採用した全ての居宅介護員に対し、熟練した居宅介護員の同行による研修を実施した場合

(1) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

① 交通費

通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費は公共交通機関又はタクシーを利用した場合、その実費をお客様から徴収する。この場合、公共交通機関を使用した際は、その運賃を、公用車両を使用した場合は通常の事業の実施地域を越えた時点から1kmにつき10円をいただきます。

② その他実費

事業者の従業員がお客様に同伴して外出した場合の交通費、入場料、施設利用料等の実費分をご負担いただきます。

③ 取消料（キャンセル料）

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日17時までに連絡があった場合	無 料
利用日の当日に連絡があった場合、または申出がなく訪問した場合	500円

④ 複写物の交付

サービス実施記録等の複写（コピー）を希望する場合の費用は、1枚につき、10円とします。